盛岡地方振興局長告示第10号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成22年1月15日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 生活介護

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
学 未川笛 5	変更前	変更後	争未例07例任地	发 文 十 月 日
0310100805	岩手ワークショップ	指定障害者支援施設岩手 ワークショップ	盛岡市緑が丘二丁目4番60号	平成21年12月8日

2 施設入所支援

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後	事未別の別任地	发 文 十 月 日
0310100805	岩手ワークショップ	指定障害者支援施設岩手 ワークショップ	盛岡市緑が丘二丁目4番60号	平成21年12月8日

3 就労継続支援

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日	
	尹 耒川留万	変更前	変更後	事業別の別任地	変更平月日
	0310100805	岩手ワークショップ	指定障害者支援施設岩手 ワークショップ	盛岡市緑が丘二丁目4番60号	平成21年12月8日